

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年6月21日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年6月21日（火曜日）午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

第79号議案 「質疑・討論・採決」
第80号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美
山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰
議長 長田共永

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代
書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本日は、6月17日の本会議において本委員会に付託されました第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）及び第80号議案 令和4年度新城市国民健康保険 保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）、歳入16款国庫支出金11ページ。（1）新型コロナウイルス感染症地方対応創生臨時交付金の主の事業内容を伺う。（2）外国人受入環境整備交付金の主な事業内容を伺う。

以上です。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは1点目の新型コロナウイルス感染症地方対応創生臨時交付金の主な事業内容についてお答えさせていただきます。

この交付金につきましては、感染症の感染拡大の防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を図ることを目的とした交付金でございます。

主な充当事業の内容につきましては、保育所や児童館、地域子育て支援センター等にお

ける職員用の抗原検査キットの購入や玩具等の消毒用機材の購入のほか、農作業省力化支援事業としまして、市内認定農業者等を対象とした補助金の交付などであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 （2）の外国人受入環境整備交付金につきましては、地域における外国人の受け入れ環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とした交付金でございます。

都道府県及び市町村が在留外国人に対し、在留手続・雇用・医療・福祉・出産・子育て・子ども教育等の生活にかかる適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の設置や拡充、またはその運営のために、これらの経費の全部または一部を負担する場合において必要な経費の一部を交付するものでございます。

当初予算でお認めいただきました多文化共生事業のうち、市役所本庁舎内で行っております外国人市民を採用した外国語相談窓口、ポルトガル語心理相談及びこども園や小中学校・保健センターへの翻訳・通訳支援につきまして、交付金申請をしたところ、交付決定されたものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入23款市債の質疑に入ります。

質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、質疑をお願いします。

歳入23款市債教育費11ページ。（1）主な補正の理由と起債の種類を伺います。（2）

充当率と地方交付税の算入はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは2問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1つ目の主な補正の理由と起債の種類ですけれども、10款5項4目学校給食施設改築事業の増額補正に伴いまして、その事業の財源として合併特例債を充当するため、歳入予算の総額を計上したところであります。

2つ目の充当率と地方交付税の算入率ですけれども、合併特例債ですので、充当率は事業費の95%、地方交付税算入率は元利償還金の70%となっています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今回は合併特例債というふうになっているんですが、前は改善事業の中から使うという交付金だったんですけど、変更した理由について伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 これまでも学校給食施設改築事業につきましては、財源を合併特例債として、予算のほうを計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当初この計画が出てきた時は、合併特例債と交付金の両方が机の上に乗っていたと思うんですけど、これ合併特例債のほうが得だという選択されたわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 ちょっと反問権よろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 どの点で。

○佐藤浩章財政課長 交付金というところが何の交付金かというのを。交付金の種類を教えてくださいなと思ひまして。交付金の名前等分かりましたらお教え願いますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 学校給食環境改善事業じゃなかったかと思ひますけど。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

○山田辰也委員 令和2年9月定例会の中で、国の学校施設環境改善交付金と地方債を活用する予定というふうに、このときにあるんですけど、合併特例債に今回なっておりますよね。それは当時は国の学校施設環境改善交付金とあるんですよ。これはいつ変更になったんですか。議会のほうには報告受けておりませんが。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今、予算計上されておるものが、まだ本体工事は出ておりませんし、周辺整備、事前の準備の設計等のところがございますので、環境改善交付金については、本体のところという御説明であったかと思ひますので、今のところ合併特例債でというところで計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今のところというのはまだ目途が立ってなかったということですね。当時は国の学校施設環境改善交付金ですよ。それが合併特例債を使うと。本体の設計がまだはっきりしていないような状態で、そういうふうにそういう判断をしたわけですよ。伺います。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 国の交付金ですので、本体、それが分からないと申請自体はできませんので、本体部分がこれで金額出てきましたら、そのへん、国の環境改善交付金の対象になっていくということで申請のほうをしていくというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 本体は金入りで実施設計が終わってるはずですので、本体工事の実施設

計が出てきましたらと言うんですけど、じゃあいつ出るんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 本体の実施設計は、令和2年度に終わっておりますが、その実施設計の変更設計を今委託中でありまして、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私が思ったのは、一番最初の時は25億円だと言っていて、次に19億8,000万円、先日的一般質問の時には22億。いつもこころろ変わってるもので、それでこういう申請がしっかりできなかったじゃないかと、そういうふうに思ったんですけど。

前の時は国の学校施設環境改善交付金というふうにあったんですけど、これは令和2年9月定例会で言っておるんですが、この前の一般質問の時には確か合併特例債と言ってましたよね。ですから、急に変わってしまった理由が、本体が出てきましたと言ってるんですけど、これまだ未定の状態でこういうことを出すわけでしょうかね。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 反問権でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。どの点ですか。

○原田俊介教育総務課長 今、未定の状態でこういうものを出すのかというところの何が未定で、こういうものというのが何のことを言っておるのか確認したいです。

○丸山隆弘委員長 反問権許します。山田議員、ちょっと待っていてください。もう一度伝えてください。

○原田俊介教育総務課長 今の御質問で、未定の状態でこういったものを出すのかという、未定というのが何で、こういったものというのが何か、明確にお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの本体工事が出てき

ましたらと言いましたよね。じゃあ出てこないってことは、まだ未定だというふうにそういうふうに思ったものですから。出てこないのにこれが決まったということは、出てるんですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。今回の補正予算の市債に關しての範囲の中での質疑に絞ってお願いします。

山田辰也委員。改めてお願いします。

○山田辰也委員 合併特例債というのは借金ですよね。先日一般質問の中で、とてもお得だというようなそういう話があったんですが、国の学校施設環境改善交付金というのは交付金ですから単年度でもらえるわけですね。その単年度でもらえるほうが確実にもらえるもので、私はこれを活用するのだと思ってたんですけど、合併特例債という話があったものですから。合併特例債は確実にもらえるという保障がないもので、一旦借り受けるというほうに私は感じたんですけど。それは選択肢としてはこちらが合併特例債を使うというふうな選択肢になったわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 委員のおっしゃるとおり、国の交付金をいただけたほうが合併特例債上で借りるより、それは財政上は有利でございます。

合併特例債は借金ですので、7割は交付税措置されますが、3割部分は一般財源でお返ししていかななくてはいけなくなります。

しかし、今回のところはまだ国の環境改善交付金の補助対象部分がまだ出てきてない、本体工事等が予算計上されたときに国のほうへ交付申請等していくようになるかと思っておりますので、今回の事業内容については合併特例債でというふうに財源を考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、今回では合併特例債と。で、本体工事が出てきたらはっきり分かるというわけですよ。確認ですけど。

○丸山隆弘委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 そういったことでよろしいです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、交付金のほうが得だけど、はっきり金額が出てこないからこういうふうにしたと。合併特例債、借金ですよ。本体工事がはっきり分かるというのは、出てきましたらという話でしたけど、いつ出てくるんですか。そこだけ。まだ。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。質疑の範囲を超えていますので、お願いいたします。よろしいですか。ほかにはよろしいですね。

以上で、山田辰也委員の質疑が終わりました。通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。歳入23款市債の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、第79号議案令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）の歳出2款1項9目企画費、水源地域対策事業について、15ページですね。お聞きします。

事業内容、確認をよろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 水源地域対策事業につきましては、名号温泉施設及び名号集合会館の利活用に向けた予算となります。

具体的には、民間事業者へ譲渡する際に必要となります。名号温泉施設の土地、建物の不動産鑑定を行うものでございます。

また、民間事業者へ譲渡、または貸付するにあたりまして、事業者の選定をプロポーザル評価委員会に諮りまして、決定をしたいというふうに考えておりますので、その委員に対する報償費、費用弁償になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 はい、今おっしゃられた不動産鑑定にかかる費用、そしてプロポーザル評価委員の開催経費というところですが、こちらの簡単な内訳を。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 内訳でよかったですかと思いますが、まず報償費といたしまして、報償費12万円を計上しております。

それから委員さんに対する費用弁償ということで7,000円を計上しております。それから不動産の鑑定の手数料といたしまして、59万8,000円を計上しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 不動産鑑定のほうは分かりました。

プロポーザル評価委員会の開催に関してですが、プロポーザルでいくということは、いわゆるいろいろな業者が来て、それに対して評価するメンバーとしてプロポーザル評価委員を設置するという形だと理解しておりますけれども、例えばメンバー選定だったりとか、プロポーザルをやる、難しいんですけど、プロポーザルの目的として具体的なもの、市として用意されているものがあるのか、もしくはもうそこはプロポーザル評価委員会にお任せするのかというところの確認をさせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 まず、プロポーザル評価委員でございますが、構成するメンバーは、具体的にはこれからということになりますけれども、要項の中では、学識経験者、副市長、市職員、その他市長が必要と認める者のうちから委嘱ということになりますので、予算がお認めいただければ、具体的

にその中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 メンバー選定は分かりました。

プロポーザルの内容に関しては、そこからゼロスタート、それとも新城市としてこういった企業に来てほしいとか、そういったところのある程度のタイトルをもってプロポーザルの評価をしていくのか、そのあたりは分かりますか。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 施設につきましては、今温泉施設というところとなっております。そうしたところから、できれば今、既存の施設を最大限有効に使いたいというふうに考えております。

ということで、できれば温泉活用プラスアルファとか、場合によっては募集した結果、温泉施設は利用しなくて建物だけの利用というふうになるかも分かりませんが、そういったところで考えております。

それから、地元のほうでプロポーザルの評価の委員会の中での議論の中身といたしましても、あの施設は地域振興の一環として造られたものでもありますので、地元の雇用、そういったところにも特産物の販売、そういったものにもこれまで貢献をしてきていただいております。

そういったところも含めて、地元貢献ができるようなところも視点として取り入れまして、評価のほう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第79号議案 令和4年度新

城市一般会計補正予算（第3号）歳出2款1項8目車両管理費、車両管理事業15ページでございます。

アルコール検知器の使用方法和データ管理についてお尋ねします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 アルコール検知器につきましては、道路交通法施行規則の一部改正に基づきまして、10月1日から社用車の運転の前後には、アルコール検知器を用いることが義務付けられたため、検知器を今回購入したいというものです。

使用方法につきましては、いわゆるハンディタイプの検知器を想定しております。本庁及び本庁以外の部署に複数個設置しまして、職員が共有で使用するというのを考えております。

例を挙げますと、本庁では、公用車の管理を行う行政課に置くとともに、それぞれの各階におきまして、行政課だけではなく、それぞれの課でもチェックを行えることを想定しております。既に安全運転管理者を補助するものとして、それぞれの部署に複数名を指定しておりますので、その者でも確認が可能ということになっております。

次にデータ管理ですけれども、データ管理につきましては、記録を1年間保存するということになっております。現在は目視での確認記録を行いまして、紙で運行記録書というものがあつたんですけども、そちらに専用欄を設けて記録しておりますので、検知器を用いて確認をするということになりましたら、同様に測定数値結果等を記入するというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 答弁いただきましたように、今後は検知器を活用するわけですけども、当面の間は目視でという、こういう理解でよかったですでしょうか。もう一度確認お願いします。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 そのとおりです。

4月1日から目視で確認、10月1日からアルコール検知器を用いて確認というふうになっておりますので、現在目視で行っております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 はい、ということでございますけど、今回補正で上げておられております33万円の予算ですけれども、これはアルコール検知器を買うという購入費用という意味ではなくてという理解でしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 アルコール検知器を購入するという費用になります。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 アルコール検知器を買うのに33万円の予算を計上したということですか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 今回、何個買う予定なのか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 全体で120を予定しております。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 全体で120個の予定で、予算としては33万円ということなんですけれども、1個当たり3,000円弱くらいの金額になるかなというふうに思うんですけれども、品質的にはどうなんでしょうか。3,000円が高いか安いか、そのへんちょっと分からないですけれども、品質的にしっかりとした測定ができる物でしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 参考にしたものは業者等に確認しまして、それなりに耐えうるという物です。なんといいのやらく分かりませんが、本体価格そのものは本当はもう少し高いですけれども、見積りを取りまし

たらそういった額になったというものでございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、小林秀徳委員。

○小林秀徳委員 引き続きまして、歳出2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業15ページになりますが、委託内容について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 貝崎行政課公共交通対策室長。

○貝崎禎重公共交通対策室長 地域公共交通施策支援事業委託の内容につきましては、新城市地域公共交通計画の基本方針3、持続可能な公共交通をつくるの推進のために、モビリティマネジメントを実施するものです。

具体的には、地域の特色に合う地域単位での公共交通の利用方法、利便性、意識向上のためのモビリティマネジメントを行い、常に自動車に頼る状態から、公共交通などほかの交通手段を利用する取り組みを進めます。

また、同時に職員が、地域住民が考えること、住民への意識付けに関するノウハウ・実施手段を習得することを目的として委託いたします。

○丸山隆弘委員長 小林秀徳委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは質疑通告に従いまして質疑を行います。

歳出の2款1項2目電子計算費、新城まちなみ情報センター管理事業15ページになります。1,495万3,000円の外壁の補修工事の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 外壁補修工事につきましては、昨年度の春に資産管理室と一緒にいった日常点検で指摘がございまして、9月定例会において外壁調査委託料をお認めいただき、調査を行いました。

その結果、タイルのひび割れやタイルの浮きが多数箇所確認されましたので、剥落防止のため、補修をするものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

タイルの浮きがあったりとかして直さなきゃいけないということで調査が入って分かって補修するというので理解をいたしました。

この工事はそのまま、また同じような素材、タイルで改修というか直すようになっているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 タイルの浮きに関しましては、特殊アンカーピンタイル固定工法といたしまして、タイルに穴を開けて樹脂を注入します。

そこにアンカーピンを挿入して、ピンの頭部を既存のタイルと同色に着色するというような工法になっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、ちょっと自分のイメージだと、全部タイルをはがして新しいものに、タイルで張り替えるというふうに思いましたが、これは一部のタイルをアンカーピンで補修してそこを直すと、一部だけ直すという内容になるということで理解よろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 先ほども御答弁しましたとおり、タイルの浮きもございませうけれども、タイルのひび割れというものもありますので、そこはタイルを替えます。

それから、タイルが貼ってある部分のモルタルですね、タイルのさらになんていうんですか、コンクリートの躯体側と伺いますか、そちらのほう、コンクリートとモルタルのところでもちょっと浮きが発生しておるということですので、ここもアンカーピンの工法で、アンカーピンニングのエポキシ樹脂注入工法

というもので、樹脂を注入して固定していくというようなものがございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、結構全面的な補修になるというようなお話だったのかなということで理解をいたしました。

そこでこういった同じようなタイルの資材でやるということなんだろうというように理解をしましたが、こういった工法の中で、私としては長寿命化計画等もあるものですから、なるべく外壁もメンテナンスフリーの素材にしていくことで、これからの経費削減に向けていけるんじゃないかなと思ったんですけど、ちょっとタイルだとまた何年かしたらメンテナンスが必要になるのかなとちょっと思うんですが、タイルじゃなくても、今、ガルバニウム素材とかそういった素材もあるものですから、そういった選択というのは、内部の検討等では話し合われたのか、そういう視点からも考慮されたうえで今回タイルがふさわしいというふうに至ったのか、そこらへんメンテナンスフリーでなるべく経費削減していこうというような状況はこれから必要ではないかと、私考えるものですから、そこら辺の経過等ありましたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 松下市民自治推進課長。

○松下領治市民自治推進課長 まちなみ情報センターにつきましては、新城市公共施設の個別施設計画のほうで、現在ある建物を維持していくという方向であります。ですので、また張り替えるということになりますと、全部のタイルをはがし、別の素材のものをまたつけていくということになりますと、工期的にも時間もかかるでしょうし、費用的にも高額になるというところで、現状維持のなかで一番一般的な工法を用いた今回の補修工事を行うというものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ぜひまたこういった、ここだけじゃなくていろんな公共

事業あるかと思いますので、そこらへんで、そういったメンテナンスフリーの素材に替えていくところも吟味して行って、やっていただけたらというふうに思っております。

次の質問に入ります。2款1項9目企画費、水源地域対策事業15ページになります。

72万5,000円では、名号温泉施設の利活用に向けた不動産鑑定及びプロポーザル評価委員会開催の経費ということではありますが、経過と主な内容を、簡単でもいいですので伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 まず経緯でございますが、名号温泉施設につきましては、近年の利用客の減少等によりまして、運営が厳しくなってきたことから、令和3年11月30日をもって営業を終了をしました。また、令和4年3月31日をもって指定管理期間が終了したところでございます。

この施設は、大島ダム水源地域振興事業の一環として建設されたものであることから、地元への施設の譲渡についてお話をさせていただきました。そうしたところ、譲渡は受けないとそういった回答をいただきましたので、民間事業者への譲渡または貸付によりまして、施設の利活用を図っていきたいというものでございます。

次に主な内容についてでございますが、民間事業者へ施設を譲渡する際に必要となります名号温泉施設の土地・建物の不動産鑑定を行うというものでございます。

また、民間事業者へ譲渡または貸付するにあたりまして、事業者の選定をプロポーザル評価委員会に諮りまして、決定をしていきたいというふうに考えておりますので、その委員に対する報償費、それから費用弁償ということになってございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。内容等また経緯等、理解をいたしました。そういう中で、民間の譲渡のほうにという形で動き出しているということで、理解をいたしました。

そのなかで、私自身ちょっと心配するのが、地元の関係住民の方々には、こういう経過また説明をされて理解をされているのかなというところがちょっと心配で、お聞きをしているんですが、こうした、今後プロポーザルで民間の業者が手を挙げていただけたら、合致すれば、譲渡なり利活用してもらおうという方向に行くんだろうと思うんですが、そういった中で、地域住民からの意見をどう吸い上げるとか、あとは評価委員会の中に地元の方も、代表者なのかは分かりませんが、そういった方が入ることになるのかどうなのか、そこらへんの地元の意見の吸い上げとか合意、形成等はどのようなふうに認識されているのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 予算をお認めいただければ、具体的にプロポーザル評価委員の選定というところに入っていきたいというふうに考えておるわけですけども、そのなかで、委員おっしゃられたとおり、地元、特に地元の皆さんはこの施設の利活用、再活用を願っております。

そういったこと、実際に事業の運営をされておった事業組合等、地元ですけども、こういった方も、実際に名号温泉の運営に関わった方、そういったような方も委員の中に入っていただくなどの検討というか、入っていただくような形で、地元の意見の吸い上げと、そういったことを踏まえて評価委員会、諮っていくというような流れになるといいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出3款1項3目
障害者福祉費、社会福祉施設等施設整備事
業15ページです。整備内容とスケジュール
をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 予定しておりますのは、
障害者福祉サービス事業所やすらぎの家でご
ざいます。この本館の一部が土砂災害の特別
警戒区域に指定されたこともありまして、本
館の建て替えを予定しているものでございま
す。

スケジュールにつきましては、8月には入
札で建設業者を決定いたしまして、3月末ま
での完了を予定しているというふうに聞いて
おります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 新たに建設するんですが、
残っている建物は一部残るのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 残る建物は、作業棟が
残ります。それから荷物の積み下ろし作業所、
これも残りまして、今の本館部分と相談棟、
これが取り壊されるということでございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 作業棟と荷物積み下ろし
棟が残るということなんですが、ここが、そ
もそも先ほど言われましたけど、特別警戒区
域ともう一つ、警戒区域にかかっているとこ
ろなんです。新しくつくるところと残るとこ
ろというのは、土砂災害の警戒区域と特別警
戒区域、一方、両方かからないのかどうか、
お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 作業棟のほうにつきま
しては、半分は警戒区域が残ります。特別警
戒区域につきましては、本館の一部がかかっ
ておりますので、そこは建て替えでかからな
いということになります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 警戒区域のほうが作業棟
がかかるということで、まだ残ってるという
ことですね。分かりました。

こういった安全な所への移転ということも
あるんですが、実際に働く環境はどういうふ
うに変わるのか。施設に新たに加えられた配
慮したものはあるのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 今回予定しているのは、
就労支援事業所Bという、就労機会を与える
事業所の増設を予定しております。

現在14人の定員のところを20名というこ
とで、多目的室であるとか作業室の増設を予
定しております。

またさらには、今、廊下等も狭くて、車椅
子も通れない状況でございますので、そこら
へんも加味した構造を考慮しておると、広くし
たりということでございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 実際に利用人数増を見込
んだ上で、車椅子が通れるように広いスペー
スがとってあるというように理解しました。

もう一つ質問するんですが、駐車場ですね、
何台か減少、今使ってる駐車場の部分を使う
んですが、このやすらぎの家は駐車場を借り
て、今、その部分に建ってるんですね。そ
うすると、またそこにプラスチック新しい
ものを建てるとなると、今後の借り賃とい
うのは増額されるのかどうか、そこをお伺い
します。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 今回増築するところ
につきまして、駐車場部分がつぶれますが、そ

の部分は無料で貸し出しをするつもりでいます。やすらぎの家が利用しております駐車場部分につきましては、今の本館棟、それから相談棟を取り壊しますものですから、そこは更地になりますので、そこへ入れるということで予定しておるということでございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 無料ということで安心しましたが、今取り壊すところを駐車場にするっていうことは、いわゆる特別警戒区域のところを駐車場にするというようなことになるということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 特別警戒区域が全面になっているわけじゃありませんものですから、安全な部分に駐車するということで聞いています。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出6款農業振興費の質疑に入ります。

最初の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 歳出6款1項3目農業振興費。農作業省力化支援事業19ページ。想定している支援の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 農作業省力化支援事業の想定している内容の御質問いただきました。

支援の内容につきましては、市内の認定農業者、認定新規農業者、また市内在住の3戸以上で構成されました農業団体で、本市に納税義務があり、市税を滞納していない者に対しまして、人との接触機会の減少や密の回避、農作業の省力化につながる農業機械の導入、既存施設の改修等を対象にしまして、補助対象経費の2分の1以内、200万円を上限とい

たしまして、支援するものでございます。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 想定される補償対象者、先ほど3例ほど挙げていただきましたけど、その割合も含めて、どのような補償対象者を想定しているのか、その数とその内容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 まず、市内認定農業者は92人です。それから、認定新規就農者が20人ですね。市内在住の3戸以上で構成された農業団体としましては、これから申請をあげていただきますので、現在のところこれが何件あるのか、どういった団体かというところは募集した段階でないと、ちょっとお答えというか、今のところ把握はできておりません。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 補償対象となる事業のほう、ラジコン草刈り機、アシストスーツ等、事例が挙がっておるんですが、今の農業の動向等含めてですね、どのようなものがこの市内で展開されるか、その辺の想定があるのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今御質問いただきましたように、想定といたしましては、密回避や農作業の省力化につながる農業機械といたしまして、農業用のドローンとか、ラジコン草刈り機、アシストスーツ、水管理システム、それから、野菜の収穫機や調整機、包装機などの既存施設の改修などや、既存施設の改修としまして自動環境制御装置とか自動かん水装置、レール式消毒装置などを想定しております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、先ほど対象者、今まだ最後のところの3件のところあがないんですけど、112件ほどの数を想定されてる中で、3,000万円の中で、3,000割る112、

それくらいの事業の規模を112件くらい想定しているのか、それとももう少しやはり大きい投資になるものを想定しているのか、伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 この事業につきましては、平成3年度にもお願いいたしました。平成3年度につきましては、上限が200万ということでございまして、10件を想定させていただきましたが、結果といたしまして23件、2,258万2,000円を補助いたしました。

今回につきましては、上限200万の場合には15件ということでございますが、上限まで達することはそうないであろうということを想定いたしまして、一応15件200万円ということで予算を請求させていただきました。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。令和ですね。

○加藤良一農業課長 失礼いたしました。令和3年度の事業につきましては、先ほど申した通り、23件ということでございます。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員、続けてお願いします。柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 6款1項3目農業振興費、燃油価格高騰対策支援事業19ページ。支援の内容を伺いたしたいと思います。

また、想定している対象者数は、2回に分ける理由を伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 燃油価格高騰対策支援事業につきまして3点御質問いただきましたので、順次御答弁させていただきます。

まず1点目の支援の内容でございますが、コロナ禍等におきまして原油価格が高騰する中、国、県の支援策には合致しない、経営環境が悪化したお茶の生産農家を支援するために、A重油購入者に対しまして、基準価格を超過した分の2分の1を上限に支援するものでございます。

2点目の想定している対象者数でございま

すが、市内でお茶の製造をしている農家及び組合の13件を想定しております。

3点目、2回に分ける理由でございますが、お茶の生産農家における燃油の使用料は、一番茶を製造する4月から6月までの期間が年間使用料の大半を占めているということでございますので、経営支援の観点から2回に分けて交付することとしております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 支援の内容ですね、A重油にしたのはなぜか、ガスとかその辺もあるのかなと思います。

また、蒸し機のほうか乾燥機のほうか、その辺の想定があるのか伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 お茶の製造の中で、ガスとか、ほかのものを使う場合もございますが、一応この内容につきましては、農協の部会とも相談させていただきました。やはり一般的にはA重油が一番使われておる、ボイラーが使われておるといったところで、A重油を想定させていただきました。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 先ほど、13件ということがうたわれておりましたが、やはりお茶の加工業、加工工場のほうのことになるかと思えます。そういう意味では、茶業のほうでも、加工業の組合のほうの補助であって、茶農家に対する補助になりえるのか、その辺の想定があるのか、お伺いしたいと思います。持ち込みに関して。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回につきましては、加工に関する支援ということで、計上させていただきます。生産には肥料、細菌肥料も高騰しているというところがございますが、お茶の生産農家は全てが肥料を使っているわけではなくて、有機栽培等もございますので、その辺はちょっとまだ今のところどのくらいの割合があるのかはつかめておりませ

ん。

国におきましても、肥料につきましても、農業圏に及ぼす影響は把握しているのか、まだ細かく把握できてないというところで、現状といたしまして、現状を見極めて、個々の作物の問題もありますので、具体的な対策はこれからということでございますので、国、県の動向を見極めまして、市としてもその辺の対策を今後検討してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは質疑通告に従いまして、質疑を行わせてもらいます。

6款1項3目農業振興費、燃油価格高騰対策支援事業19ページです。273万1,000円で行うお茶の生産農家への支援事業について、内容伺う。(2)経営環境の悪化とありますが、どのような今現在状況なのか伺います。

(3)対象条件と対象人数と周知方法について伺います、というふうに書いてありますが、柴田議員の説明で理解をいたしましたので、

(1)の内容については結構であります。

(2)の悪化の今の状況は聞かせていただきたいと思います。(3)は対象人数も13人ということで分かったので、こちらでは周知方法について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 それでは御質疑の中の2点目の経営環境の悪化というのがどのような状況かということで御質問いただきました。

煎茶の製造につきましては、大きく分類いたしますと7工程ございます。摘み取りから乾燥までの7工程あります。そのうち5工程の中で加熱ということで処理しております。加熱につきましては、主にボイラーを使用するということから、燃油価格の高騰の影響を受けやすいと。そういう経営環境であるということから、経営環境の悪化ということで

ございます。

それから3点目でございます。周知方法につきましては、新城市のホームページに掲載するほか、各農家、組合への周知を、通知を予定しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。煎茶の7工程あるという中で、その中で5工程が加熱してボイラーに燃油を使つての作業があるということで影響があるよということで理解をいたしました。

こうした状況下にあるということが分かった経緯というかをちょっと教えてほしいんですが、農協さんからこういった状況があるよというふうな話があったのか、それともこの生産農家、お茶の農家さんから直接市にこういったことがあるというふうに相談があったのか、そこら辺の今の物価高だとか円安とか原油高、ガソリン代も上がっているという影響は、私たちも本当に受けてますので、本当に深刻だということはよくよく分かります。

そういった現場の声をどういうふうに把握して、今回こうした形になったのかということ、教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 いろいろなところからの情報収集、国、県の動向とか、そういったことを踏まえまして、あと農協の部会等のお話もお伺いして、今回何ができるかということで、国にこういった支援、お茶に対する支援事業がございます。

ただ、要件といたしまして、1工場当たりの燃油使用料を3年間で15%以上削減するといった要件がございまして、この国の支援事業を受けるためにはちょっと要件が厳しいということでございます。

15%以上削減するためには最低でも数百万円規模の設備投資をするとかですね、その生産量を削減しない限り、これ達成できないということでございますので、今回、市といた

しまして、この補助事業を参考にいたしまして、市独自の補助事業を考えさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農業振興費の質疑を終了します。

~~~~~

この際、休憩を取りたいと思います。再開を2時40分とします。委員会を休憩します。

休 憩 午後2時27分

再 開 午後2時40分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

~~~~~

加藤農業課長より発言訂正の求めがありましたので、許可をいたします。加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 失礼いたします。

先ほど柴田賢治郎委員から御質疑いただきました第79号議案、6款3項1目農業振興費、農作業省力化支援事業の中で、御答弁させていただきました、令和3年度に行いました農作業省力化支援事業の結果の中で、23件と御回答いたしました、22件の誤りでございましたので、御訂正のほうよろしく願いいたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では質疑のほう始めさせていただきます。

歳出10款2項1目学校管理費トイレ洋式化事業21ページ。(1)対象校は小学校7校ということですが、7校すべてのトイレを洋式化するのか、伺います。(2)新型コロナウ

イルス感染防止対策事業ということですが、どのような感染防止効果を期待するのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目につきまして、校舎棟、管理棟、特別教室棟など、全ての和式便器を洋式化する考えです。

2点目につきまして、新型コロナウイルスは感染者の便など排泄物からも検出されるとの報告もあることから、蓋付きの洋式便器に改修することで、これまでの和式便器で水を流した際の細菌やウイルスの舞い上がりを抑制し、感染防止としての効果を期待しています。

あわせて男子用小便器につきましては、仕切り板の設置やセンサー式の水洗便器に改修し、感染防止対策を図ってまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 対象校7校の全てのトイレを洋式化するというので、まず1番については理解いたしました。

洋式化してほしいという声はずっと挙がっていたというのは私も承知しております。もちろん身体が不自由な方ですとか御高齢の方で和式が使いにくい方、けがをされている方、妊婦さんなど、洋式を必要とされている方もいらっしゃるの、そういった方のために洋式を幾つか設置するということには、私も大賛成でございます。

ですが、和式トイレにも様々なメリットがあります。そのうちのひとつとして、まず、和式トイレで用を足すときのしゃがむ姿勢というのが、背中がまっすぐになって力が入りやすくなるということで、洋式に比べるとおなかに力が入りやすいため、スムーズに排便できるというメリットがあります。

また、しゃがんだり立ったりすることで、知らず知らずのうちに足腰の筋肉も鍛えられるというメリットですね。私、家族に医者も

いますので聞いてみたところ、やはり、しゃがむことによって骨盤の筋肉が鍛えられて臓器が下に落ちて、子宮脱や膀胱脱も改善されると、骨盤から下半身の筋肉も鍛えられるというふうに言っておりました。

また、あるドイツの微生物学者の方によると肛門や腸への負担を少なくするために排泄時は和式トイレを使用すべきだと。そのように言っている微生物学者の方もいらっしゃいます。

欧米諸国では、アジア諸国に比べて痔や、腸にくぼみができて炎症を起こすという憩室炎を患う人が多く、和式トイレを使用している12億人のアジア人にはそういった疾患があまり見られないというふうにされています。理由として、洋式トイレで座っている状態だと腸が曲がったホースのような状態になり、排泄物を出すのに余計に気張らないといけないため、肛門や腸にも負担がかかってしまいます。

また、長い時間トイレに籠って時間をかけることも痔につながるということです。また、イスラエルのある博士によって行われた検証でもしゃがんだ状態での排便が最も時間が短く、排泄満足度が高いというふうに結論づけております。

また、2つ目のメリットとして、肌が直接便器に触れないということで、衛生的だというふうなメリットもあります。

そして3つ目掃除しやすい。これ洋式トイレに比べて圧倒的に構造がシンプルなので、隙間とか段差が少ないため、汚れがたまった掃除が行き届かない場所がないということです。公共施設や学校のトイレではタイル製の床に排水溝が設けられていることも多く、その場合トイレの上から水をかけて和式トイレを丸ごと床ごと一緒に洗うことができるということです。

当然デメリットもありまして、先ほどおっしゃられたように、飛び散りやすいというデ

メリットもある。あとは水道水を洋式よりは量を使うというデメリットもあるんですが、そういったことに対する市の認識と見解をお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 和式便器が直接な理由かわかりませんが、小学生がなかなかトイレを使いづらい、便秘率も高いというデータもあることから、今回洋式ということで、和式につきましては体育館については和式便器を残す考えであります。ただ、校舎とか管理棟、特別教室棟などについては全て洋式化するという考えであります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 和式でおっしゃられたように用が足せない子どもが増えているということで、これもある意味問題ではないかな、これで学校でもそういう機会がなくなってしまえば、当然和式洋式両方設置してあればいいわけだと思うのですが、それが全部洋式になって、今使えている子も使えなくなってしまうことにならないようにしていただきたいなというふうに今後の計画ではぜひそういったことも考慮に入れていただきたいなところなんです。便利であったり楽であったりすることが必ずしも市民のためになるとは限りません。

また、市民が健康であるということは、長い目で見ると医療費の削減にもつながると考えます。ぜひこの件についても今後の方針を決める際には、便利かどうかというだけでなく、もちろんそれだけではないと思いますが、市民の健康を守るという観点もぜひ考慮に含めていただいて、総合的に考えていただけたらというふうにお願ひして終わらせていただきます。

○丸山隆弘委員長 カークランド委員、もう1点のほうはよろしいですか。

○カークランド陽子委員 もう1点については理解いたしました。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 10款2項1目学校管理費、トイレ洋式化事業22ページです。

どのような方針と基準をもって事業を進めるのかをお願いします。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員、ちょっと待ってください。

先ほどカークランド陽子委員に質疑を確かめましたけれども、よろしいですかということでありましたが、再度確認します。新たに通告が出てありますので、通告のほうの質疑よろしいですか。改めて質疑、よろしいですか。

それじゃあ再開します。カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 すみません。次のほう忘れてました。

歳出10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、21ページの主な事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 主な事業内容につきましては、令和4年度愛知県新城市の補正予算案の概要No.3、7ページの内容となります。いずれも共同調理場の整備に伴うものです。

ダイオキシン調査につきましては、給食の配送時に支障となる焼却炉の解体設計を行うに当たり、解体作業に従事する労働者の防護具レベルを把握する必要があるため、ダイオキシンの濃度を調査するものです。

用地測量業務につきましては、東郷西小学校・鳳来中部小学校において給食室が校舎棟とは別棟で建てられており、給食室と校舎棟をつなぐ渡り廊下を改築する必要があることから、改築時の申請手続において必要となる学校敷地の確定を行うための測量業務です。

八名中学校においても別棟で給食室が配置

されていますが、学校敷地の測量業務は完了しておりますので、今回の対象とはなっておりません。八名小学校につきましては、給食配送車が搬入のために転回する敷地について舗装をする必要があることから、隣接する民地との境界確定が必要となるため、測量業務を行うものです。

嘱託登記事務委託につきましては、測量成果に基づき行う分筆登記の委託業務です。八名中学校分につきましては、測量業務に基づいた分筆登記がされておりましたので、今回補正予算により対応させていただくものです。

地質調査委託につきましては、東郷西小学校・鳳来中部小学校と八名中学校において、給食室と校舎棟をつなぐ渡り廊下の改築設計の基礎資料とするため行う地質調査業務です。

最後に、愛知県用地使用料につきましては、共同調理場の建設敷地として取得に向けた手続を行っている県の用地等について、所有権移転の契約締結までの土地使用については借地となることから、その借地料として県に支払いを行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ダイオキシンの調査業務委託というのは、八名小学校だけというのはどういうことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 給食の配送車が新しい受け入れ施設につけるときに、その転回場付近に今焼却炉があるんですが、それが支障になるということで、八名小学校については、その焼却炉を解体させていただくということです。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 最後の愛知県用地使用料というのは、使用するにあたって支払うというんですが、これはそのいつから、いつからというのは、そのどのようにして決ま

っているのでしょうか。今までもいろいろ土地の測量をしたりいろいろあったと思うんですけども、これを今から払うというのはどういう理由でしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今はまだ県の敷地になっておりまして、今、道路区域から除外する公告期間中であります。その間については、市のほうで使用ができない状況であります。7月3日までがその公告期間でありまして、7月4日からは今度は県の中でその道路区域ではない普通財産として管理がされますので、そうすると使用が可能になる、使用がどうか貸していただけるようになりますので、そこからの使用期間としての使用料ということになります。

○丸山隆弘委員長 カーランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、10款2項1目学校管理費、トイレ洋式化事業21ページです。どのような方針と基準をもって事業を進めるのかお願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 トイレの洋式化につきましては、安全で快適な教育環境の実現を図るため、生活様式の変化への対応、臭い・汚いなどの学校生活環境の改善、新型コロナウイルスなどの感染症への対策を図ることを基本方針としています。

整備基準は、校舎内の児童・生徒用トイレ、職員用トイレの和式便器の洋式化、床のコーティングを基準として整備を進めてまいります。便器の洋式化により便器の数の減少が想定されますので、その影響については設計段階で該当校と協議を行い、児童・生徒の学校生活に支障のないよう調整を図ってまいります。

また、男子用小便器につきましては、学校生活環境の改善、新型コロナウイルスなどの

感染症対策の観点から、仕切り板の設置やセンサー式の水洗便器に改修を行う予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほど、床のコーティングを行うということでしたが、湿式から乾式にするということでもよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 床を張り替える、改修するというのではなくて、今のタイル張りの上にコーティングするということで、略式的な乾式化を図るということです。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 なぜこんなことを聞いたのかというと、いわゆる全部洋式化するというような方針だったので、いわゆる乾式化するのかなと思ったんですよ。これ、和式が入っていると全部乾式化は難しいかなと思ったんで、その当たりどうなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 理想は乾式化までできれば一番いいんですが、事業費がかなりな高額になることと、あと同じく補正で出させていただいております施設の構造体・耐久性調査というのを今年行っていきたいと思っています。

それによって各学校の個別施設計画を策定していきますので、その改修に合わせたトイレの改修というものも必要になってくると思っております。今回については便器を洋式化にしていくということと、コロナ対策を重点にやっていきたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 安全で快適な学校生活で世の中の流れに合やすということで全部洋式化というのは、私もちょっとどうかと思ってらんです。やはり和式がないとほかへ行ったときに、和式が1個もないところに行ったときに、もしくは和式が1個しかないという

ところに行ったときに子どもたちが戸惑ってしまうんじゃないかなと思うんですけど、安全で快適な学校生活は分かるんですが、その当たりどのお考えかということをお願いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 大きくは生活様式の変化ということで、今、こども園でも洋式化が進んでおまして、学校に上がる時に和式便器の訓練をするような状況にもあるということもありまして、それと、やっぱりコロナウイルスの感染の防止ということを中心に全て洋式化していくという考え方でっております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分からないでもないんですけど、今一つ子どもたちほんとに不便だな、困っちゃわないかなっていう心配が残ります。

令和元年度の教育会議で出てた温水洗浄機の装置をつける、つけないという話が出てたと思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 児童、生徒用につきましては全て暖房便座にしますが、いわゆるウォシュレットというのは職員用トイレのみを考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この改修計画なんですけど、いわゆる校舎と管理棟とあともう一つ、いわゆる学校施設というようなことをおっしゃっていたと思うんですけど、体育館とか外トイレについては今回は入っていないということでした。そもそもですね、体育館や外トイレの洋式化というのは計画そのものに入っていないのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 体育館についても順次改修をしていく予定です。

まずは小学校の校舎、次に中学校の校舎、

そのあと小学校の体育館ということで、体育館については和式便器は残していく方向で考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 もう一つ突っ込んだ質問しますが、LGBTQに配慮したトイレの設置ということはお考えになったかどうかですね。

これは、豊川市立一宮西部小学校がみんなのトイレということで、廊下から前室、一つ挟んであるんですね、部屋が。そこからトイレに入るという設計になっていて、生徒が、どっちのトイレに入ったかわからないというようなことで、多くの児童が利用しているということなんですけど、そういう設計というのはどこかで考えられたのかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 多目的トイレということで検討はしましたが、今回行く多くのトイレの改修計画の中ではそれは見送った経緯があります。

それは先ほども申しましたように、耐久性調査ということで、学校施設の改修計画を、個別施設計画を作ってまいりますので、そのなかで合わせて検討していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 教職員トイレも一緒に直すということで、ちょっとこちらのほうもお伺いしたいんですけど、千郷小学校の教職員トイレ、確か女性用が和式2つぐらいしかなかったような気がするんです。そもそもあの人数に比して少ないじゃないかというようなことを、私は一般質問で言ったような覚えがあるんですけど、そういったそもそも少ないところというのはどこかに増設するとかそういうことも考えてるかどうかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今年度この補正で

お認めいただければ設計はしていくんですが、その中で先ほども少し申しましたが、便器の数が減るところだと児童・生徒数によってもですね、そういう影響がありますので、そこも職員用も含めて設計の中で各学校と調整していきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では続きまして、10款2項1目学校管理費、小学校管理事業21ページです。

施設構造体耐久性調査の方法をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 調査の方法につきましては、コンクリートのコアを抜きまして劣化調査を行います。調査項目は、コンクリートの圧縮強度と中性化の調査、鉄筋までのコンクリートの厚さと鉄筋の腐食度調査、梁や柱の中性化の調査を行います。

コンクリートの圧縮強度と中性化の調査は、外壁1か所、内壁2か所の計3か所でコアを抜き、調査を行います。

鉄筋までのコンクリートの厚さと鉄筋の腐食度調査と梁や柱の中性化の調査につきましては、外部に面した南面の柱1か所・外部に面した北側の柱1か所・内部の柱1か所のそれぞれ3か所でコアを抜き、調査を行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 いろいろとここを調査するというのを教えていただいたんですが、コンクリートはアルカリ性保ってないと強度を保つことができないというようなことなので、学校では例えば雨が当たりやすい屋根とか屋上ですね。こういったところとか、学校によって違うと思うんですけども、プールの近くとか、そういった学校によってちょっと劣化しやすいなという部分が違うと思うんですよ。そういうところもピックアップし

てみるということはできるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 調査箇所については今後協議で決めていけるとと思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ぜひ、劣化しやすいと思うところを優先的に調査していただきたいと思います。

あともう一つお聞きしたいのが、今回の調査で結果が出る前にどれくらいの時間を要するのかお聞きします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 壁をくり抜きますのでかなり大きな音が出るということで、作業については長期の休み期間を使ってやっていきますので、一応工期としましては来年の秋ごろまでを予定しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 秋までに調査して、その結果が出るのってどれくらいかかりますか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 業務期間ということですので、秋までに結果が出るということです。来年の秋までに結果を出していただきます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員、よろしいですね。

○小野田直美委員 はい。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 歳出10款5項4目学校給食施設設備費、学校給食施設改築事業21ページ。

(1) 施設整備の事業の主な内容を伺います。

(2) 委託業務の内容を伺います。

(3) 用地使用料の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 内容につきましては、先ほどカーランド陽子委員に回答した

とおりでです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 さらっと答えていただきましたけど、このまずダイオキシンのところに入っていきたいと思うんですけど、ダイオキシンっていうのはやはり子どもの安全のことを考えて調査、どのような調査とダイオキシンの結果が出たことに対して作業に入るのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 先ほど答弁させていただきましたのは、児童、生徒のためではなくて、ダイオキシンを片付けるために作業員に対してどういう防護服・防護の衣装が必要になるのか、それを設計上見込む必要がありますので、事前調査を行うというものであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 このダイオキシン、作業員も当然ですけど、子どもたちのことを考えてこういう業務をすることですね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 特に子どものことを考えてというわけではありません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私はこのダイオキシンが子どもの成長に関係あると思って、そういう作業をしてもらうというようなそういう考えがあったんですけど、今の言い方ですと、作業員のためであって、最終的にはダイオキシンが子どもに影響するからというふうな、私考えたんですけど、今の言い方だと作業員のためにやるというわけですね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 焼却炉を撤去する設計を行うのに必要となる、作業員のこういった防具が必要になるかということで必要ですで行うわけです。

おそらく焼却灰の中にありますので、そこにあることで児童・生徒に何か健康被害があ

るというようなことは考えておりません。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういうものが子どもに影響があるということで考えてそういうことになったと思うことを聞いたんですけど。

次の用地の使用料のほうに入りたいんですが、委託業務の会社ですね。それは一般競争入札でその会社が入ってきたということですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 反問権を。質問の趣旨がよくわからないので、反問したいと思いますよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。質問の趣旨が不明ということでありますので、改めて質疑をお願いします。

○山田辰也委員 もう一度、委託業務の内容がどのようなものか教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。最初の質疑通告に沿った形の委託業務のところですね。

○山田辰也委員 はい。そうです。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委託業務につきましては、まず、ダイオキシン調査業務委託につきましては、先ほど答弁させてもらったとおり、給食の配送時に支障となる焼却炉の解体設計を行うに当たり、解体作業に従事する労働者の防護具レベルを把握するため、ダイオキシンの濃度を調査するものです。

次に、用地測量業務委託につきましては、東郷西小学校、鳳来中部小学校において、給食室が校舎棟とは別棟で建てられており、給食室と校舎棟をつなぐ渡り廊下を改築することから、改築時の申請手続において必要となる学校敷地の確定を行うための測量業務です。

八名小学校につきましては、給食配送車が搬入のために転回する敷地について舗装する

必要があることから、隣接する民地との境界確定が必要となるため、測量業務を行うものです。

嘱託登記事務委託につきましては、測量成果に基づき行う分筆登記の委託業務です。

地質調査委託につきましては、東郷西小学校・鳳来中部小学校と八名中学校において、給食室と校舎棟をつなぐ渡り廊下の改築設計の基礎資料とするため行う地質調査業務です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 理解いたしました。

学校給食のセンター化の川路のところですね、797平米の28万8,000円の用地の使用料の内訳は、先ほどお聞きしたもんですから、再質問から行きたいと思います。

この敷地は、私は手元には資料はないんですけど、資料のほうを用意して、議員のほうに説明はなぜされなかったんでしょうか。これ、通常使用料を払う場合は、どこの敷地か確定していただかないと判断ができないんですけど、番地はわかりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、番地までは、手元の資料がありませんので、明確にお答えすることはできませんが、かなりたくさんの番地であったと記憶しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は、川路萩平の土地の公図を取ってきたんですが、結構たくさんあるもんですから、これは敷地の中にたくさんの土地があるんですけど、全て県の土地になるわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 一部国有地もございりますが、そこは県に払い下げを受けてのち、市に譲渡していただくという流れになっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 国から県、県から市の払い

下げですね。基本設計始まって2年以上経つし、問題が発覚してからも1年以上。なぜこの借地料、今頃になってこの契約が遅れたんですか。私、購入するというのを最初から計画だったと思うんですけど、使用料を払うようになった経緯はどういうことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 通常ですと、購入するまで待てば何の問題もないわけですが、普通財産になる7月4日以降ですね、本体工事の建築に係る申請手続の中で、そこの土地の使用権が必要になりますので、それには県に対して財産の貸付申請を行った上で、市と県、お互い了承した上で、それを建築敷地として届け出るという作業のために必要となる使用料ということです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 なんかちょっと分からないんですけど、7月4日になると契約が変わって使用ができるという、そういうことだったような気がするんですけど、7月3日と4日はどういうふうに違うんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、県の道路区域から除外する公告がされておりまして、それが期間が4か月必要とされております。で、3月に公告をさせていただきましたので、その4か月の期間満了するのが7月3日であります。7月3日をもって道路区域から除外されますので、その土地が県の中で普通財産として、所管替えをされるのが7月4日ということで、7月4日以降であれば土地の売買であったり借地であったりということが可能になるということでもあります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 県のほうも、ここは給食の施設をつくるというのはわかってたと思うんですよ。だから、別に使用料なんかわざわざ払わなくても、7月4日以降の契約をすれば私はいいと思うんですけど、使用料を払って

もすぐ工事に入るわけじゃないですよ。工事っていうと来年じゃないかと思うんですけど、今7月4日からの状態にしておいても別に市にとって使用料を払う根拠とならないと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 反問権で、今質問の趣旨がちょっと読み取れなかったので、すみません、もう一度お願いできますか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 7月3日までで4日以降は普通財産になるということで、普通財産になったところで新城市は別にすぐ手を付けるわけではないんですよ。だから、そこに土地があって建設が始まって、そこに車とかそういう車両が入るようになるんなら分かるんですが、現状のままで工事が始まるまで使用料をなぜ払うかということ、そこが疑問なものですから。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 本体工事の建設に伴って提出する書類に敷地を記載する欄がございます。その敷地に愛知県の同意もなしに県の土地を含めるわけにはいかないので、そのために県との借地契約を行うものであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そもそも県の同意を得ずに基本設計、実施設計をして、あとからばれて変更したような状態なのに、急にこの建築確認を取るためにそういうふうに使用料を払うという、そういうことなんですかね。ちょっと捉え方がどうも、申請に必要なだから使用料を払うわけですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 申請に必要で、その土地の使用権をいただくためには必要ということですか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 使用権がないと申請ができ

ないという、そういうことになるわけですかね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そのように認識しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 購入するのに使用権というのは初めて聞いたものですから。購入するのは分かっているはずなんですよ。ですから、購入の手続きを取ってわざわざ使用権をまた、ということは、使用権の借地料を払って、購入となったらまた購入の契約を決めてまた払うと、そういうわけですかね。

通常、民間ですと、使用料を払わずに、もう購入と決めたら購入の頭金として払うと思うんですけど、この使用料の意味が少し分からなかったんですけども。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 これは愛知県の手続にのっとって行っておるものであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういうことですか。使用料を払ってまた購入する土地までお金を払うような、この場所ってそれほど大きな価値がないと思うものですから、思うという言い方いけないんですけど、県の土地を廃道にして普通財産にして、これから借地料を払って、それから建築確認を出して、そのあとに作業が始まると思うんですけど、これも建築確認は実施設計のとおり始めるという手続になっておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、実施設計の修正設計をしておるというのは何回か回答させていただいたと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ということは、修正設計はもう終わったという、今やってる、そういうことですか。今やってる。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。質疑通告、

使用料のところになっておりますので、それに沿って質疑、質問をしてください。山田辰也委員。

○山田辰也委員 28万8,000円を払うということは、建築許可を取るために必要、建築許可を取るならもう修正が終わったからやると理解してるんですけど、修正が終わってから契約すれば、私いいと思うんですよね。修正が今やってるということは、修正が終了してから県との契約をすればいいんですけど、修正が終わってない状態で焦る必要はまるでないと思うんですけど、どうでしょう。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 本体工事の建設スケジュールでは、8月ごろには都市計画法の申請を行っていきたいというふうに考えておりますので、そのために借地が必要だというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この土地はいずれ購入してこの敷地になっていくということだと私は今の説明で分かったんですが、敷地に関する修正がまだ終わってない状態で申請をしないと間に合わないということなんですかね。修正は終わったんですかね。修正してるから借地にする、そういうわけですね。半ば終わらずに借りるというわけですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 敷地自体は変わりはありませんので。修正設計は今途中です。今修正設計を行っております。ですが、敷地についてはこれで確定をしておりますので、その分を借地をするということと、この28万の予算を一括で支払うわけではなくて、期間としてですね、今年度内を見込んだ予算となっております。月々、月払い、月額使用料ということで積み上げでこの28万8,000円の予算となっております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 月掛け使用料ですか。私、

修正設計が全部終わってから建築確認を出せば、別に今急いでやる必要はないと思っておったものですから。修正設計をやってる途中であるというのと、それとこの土地が県道の廃道、普通財産ですね、これを市が購入するというところで。

関連して聞きたかったのは、議員それぞれに、使用料を払う土地ですね、これを最終的には購入ということですよ。で、その資料が私は、私なりに資料を持っているんですけど、今の使用料はいずれは土地の取得になるんですけど、その説明する資料はなぜないんですか。私それ、ちょっと不思議だと思ったんですけど。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 ここが県の用地ですというような図面はお示したことがあるかと思います。

ただ、公図としてはなかったかもしれませんが、場所としては示しておったのではないかとこのように認識しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 もし公図を言っていれば番地も分かるんですけど、さっき番地がよく分からないと言ったんですよ。だから、番地が分からなくて公図が分かって、敷地の境界がどういうふうに分かったのかなと思ったんですけど、資料が請求してないものですか。こういう言い方になるんですけど、将来的に取得するということも考えるんですしたら、現地の公図、敷地の境界線とかそういうものを出すべきではなかったですかね。使用料というところでくくってますけど、そこらへんどうですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 番地が分からないと先ほど申したのは、今、手持ち資料として持っていないということで、そういうことですので、番地が知らないというわけではありませんので、誤解のないようにお願いします。

それから、そういった資料が必要であれば、お出ししていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ぜひとも資料を出していただきたいのと、それと先ほどダイオキシン、子どもとかいろんなことでいろんな作業の安全性っていう話なんですけど、私の手元にある設計の、前回一般質問の時にも言ったんですけど、非常に狭いところで敷地を使ったヤードがトラック入ったり搬出になると思うんですけど、現地の確認が実際はこの中の議員の方たちでも行ってない人がいると思うんです。

使用料だけじゃなくてこの土地が将来この土地に市が購入するというんなら、やはりもう少し丁寧な説明が私ほしかったと思うんですけど、これは資料で今後出してくるというわけです。

このままですと、使用料のお金の金額とその説明だけで、現地がどのような形になるかっていう、この大型事業についてですけど、過去に火縄銃の時、私は議員になったばかりだったんですけども、4,290万円の時も、現地の設楽原資料館に行っておるんです。そのときも説明あったんですけど、これ、二十何億ですからやはりもう少し丁寧な説明をしていただきたいと思うんですけど、資料等についてはどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。先ほど教育総務課長のほうから資料等の要求については応えていきますということでありますので、その辺のところですらなる質疑がありましたらお願いします。山田辰也委員。

○山田辰也委員 資料が手元にないということで口頭で伺いたいんですけども、道路の入り口のところ、実際私見てきたんですけど。課長は見ておられると思うんですけど、問題点が結構あったように思うんですよね。

この借地のするところに、当然、今後いろ

んなものをつくっていくんですけど、入口のところが急な間知ブロックが積んであったり、交差点のところから曲がるのに5メートルぎりぎりだったり、ここに雨水の側溝もこれから入ってくるという話もあったんですけど、それぞれみなこの借地のところに関わってくると思うんですけど、この借地にするとところに全ての外構工事とかそれも関わってくることに全部かかっているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 反問権を。ちょっとよく分からないので、反問したいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

先ほどから質疑の中身は使用料のところ限定されておりますので、使用料の質疑に沿ってお願いしたいと思うんです。

それからあと資料の要求もされましてそれに応えていただいておりますということで、その点についてね、新たに質疑がありましたら続けてお願いしたいと思うんです。

○山田辰也委員 分かりました。

言いたいことはたくさんあるんですけど、ここの使用料から離れられないということで、今後資料も用意してきていただくということで、当然現地の説明も、この関係するものは、やっていただけるというふうに思いますけど、議会への説明は丁寧に今後やっていただけますでしょうか。念押しして。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認ですが、丁寧な説明というのは、例えば議員さん方をお連れして現地を案内するとか、そういったことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 はい、そういうことです。

現地を見なくてどういう議案の審査ができるかということ、私いつも思うものですかから、鈴木養鶏の時もそうですけど、あとから見に行ってますけど、やはり現地を見ていた

だいて、それで行政側の説明がやはり必要だと思いますから、これを最後にするんですけど、ぜひとも説明会を開いてほしいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。質疑はよろしいですね。要望というところでよろしいですね。原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 やり方について、山田委員個人から言われたのでやるというのはちょっと筋が違うと思いますので、議会を通して対応していきたいと思いますが、その辺は事務局のほうと調整させていただきます。

また、同じく資料につきましても、どういった資料が必要なのかというのを具体的に要求していただかないと、こちらも用意のしようがありませんので、それも併せて、できれば書面でいただければそれで対応させていただきます。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは質疑通告に従いまして質疑を行います。

まずは10款2項1目学校管理費、トイレ洋式化事業21ページになります。

1点目、1,714万9,000円の主な内容を伺う。

2点目、市内7小学校の選定理由と今後の実施工事の予定時期を伺う。

3点目、ほかの小中学校についてはどのような認識か伺う。

ということで挙げさせてもらいましたが、1番は前議員のほうで理解をいたしましたのでこちらは結構でございます。2、3で答えていただけたらと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 それでは2番目の選定理由につきましては、新城地区の学校において洋式トイレの普及率が低いことや、財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金と新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金としましたので、過疎債が活用できない新城地区の小学校を対象としたものです。

今後の実施工事の予定時期につきましては、比較的小規模な東郷東小学校、舟着小学校、八名小学校、庭野小学校の4校につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今年度中に工事が完了できるよう進めてまいります。

また、新城小学校、千郷小学校、東郷西小学校につきましては、改修方法の設計に時間を要することが想像されますので、来年度以降順次工事に着手したいと考えております。

3点目につきましては、トイレの改修につきましては、まず小学校を優先して改修を行い、次に中学校、そして小学校の体育館の改修という順で順次進めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今回、洋式トイレになるというところで、非常によかったなというように思っております。現場の職員の皆さん、大変御苦労されながらやっていたというので、ありがたいと思っております。ただ、もうちょっと早く、やっていただければとというように個人的には思いますが、こういう形で洋式化に向けた状況をやっていただけるということで、いいかなというふうに思ってます。

そこで、過疎債が使えない市内、新城地区の学校をということで理解をいたしました。

また、新城地区は今課長の答弁にありましたように、洋式化トイレが遅れているパーセンテージが低いというところも理解をいたしますので、そういったところで優先順位をつけていただいたんだなということで、理解をいたしました。

その中で、次のほかの小学校・中学校という形でやっていきますということで理解いた

しましたが、その時には今回使うコロナの交付金というのは、今後の予定ですが、使うのか、それとも違う交付金等とかそういった補助金等を使っていくのか、そこら辺の見通し等は考えているのかどうか、分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 コロナの交付金が来年度あるのかどうか定かではありませんので、今の現時点では来年度以降は学校施設環境改善交付金を活用して行っていく予定です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、来年度以降はその時のコロナの交付金があるかどうか検討しながら環境改善のほうの交付金も使いながらやっていくというところで理解いたしました。ぜひトイレの洋式化、子どもたち非常に今、和式で暗い、臭い、汚いというような状況で、非常に古い施設になって、なかなかトイレも行きづらいというところを聞いておりますので、その辺、明るいトイレにしていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業21ページになります。

1、5,063万2,000円の主な内容を伺います。

2点目、各種の業務委託内容がありますが、委託業者選定方法についてどのような方式や条件を考えているのか伺います。

3点目、愛知県用地使用料28万8,000円の内容について伺います。

とありますが、1番の全体的な内容は前任者で理解しましたので、こちらは結構です。3点目の使用料の内容についてもわかったので、また再質問等でさせてもらいますが、とりあえず2点目のほうお願いしたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 それでは2点目に

つきまして、競争入札による業者選定を基本としますが、金額の少額のものにつきましては市の定める随意契約ガイドラインに基づき、業者選定を行ってまいります。

また、嘱託登記事務につきましては、単価契約を締結している公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との委託契約を予定しております。

業者選定の条件としましては、市に業者登録があり、業務受注実績などを条件に選定を行う予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

こちらの委託業者のほうなんですけど、なるべくできるものは市内の業者等で発注していただいて、経済循環して、市内の業者の方々の仕事だとかそういったことを増やしていくということも、やはり地域経済、よくしていかなくちやならないというふうに思っているんですが、そういった市内業者でできていくというような仕事の条件、内容になっているのか、そこら辺の状況のほうを教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 市内でそういった業者、該当する業者がいれば、当然市内業者を優先的に指名をしていきますし、愛知県の公共嘱託登記の協会との委託契約につきましては、基本的には市内業者を選定していただけるものと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ市内業者等使いながら市内の経済を温めていくというような認識で、いろんな事業等やっていく方向でお願いしたいと思います。

あとこの受入れ以降のいろんな調査等が始まるというような内容になるんですが、基本的なところでお聞きしますが、こうした受け入れ施設の改修事業にステップアップして入

っていくというところになるものですから、ゆくゆくはこうした事業を行っていくというところになると、今ある自校方式の給食室、各学校、17校あると思いますが、それはいずれ使えなくなると、給食室の機能としてはなくなるといような認識で、事業としてはいくのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 基本的には、今ある給食室を給食室の機能をなくして、受け入れ施設用に改修を行っていく予定です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。個人的には非常に残念でありまして、いろんなまだ使える給食室、鳳来のほうの黄柳川小学校なんかはドライ方式で非常にまだ7年しか経っていないというものでありますので、そういった機能は残しながら災害時の対応ができるような、そんな給食室も含めて対応できたらいいのではないかと、個人的には思っておりましたが、ちょっとなくしていくというところで残念であります。市の認識のほうを確認取らせていただきました。

そういう中で、次には嘱託登記事務委託をお聞きしたいと思います。316万6,000円というところで、東郷西小学校、八名小学校、鳳来中部小学校、八名中学校の嘱託登記の事務をするというところで、ちょっと高いのかなとちょっと思ったりはします。

こちらの業務については、市で行うというようなことはできないのかなと。つまり登記ぐらい、ちょっと素人で表現申し訳ないんですが、登記するというのは市のほうでできる業務でもあるのではないかなというふうに思っているんですが、こちらの市で登記した経験も今までであると思いますので、そうすれば300万円使わなくても、税金、よくなるのではないかなと思うんですが、こちらの業務委託する理由だとか、そういったことはできないよという理由等がありましたら教え

てください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 登記事務委託につきましては、愛知県新城市と公益社団法人の愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と委託契約を行っております。

それと、土地家屋調査士協会とは別で、愛知県公共嘱託登記司法書士協会というところとも契約を行っております。測量に係る登記につきましては、こちらのほうで委託を行っておる状況であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今の課長さんのお話ですと、こうした市のルールというかこういった登記が必要になるような事務事業については、この県の嘱託協会とか司法書士の協会さんのほうにお願いするというのが、内規というかルールというかそういうふうな、自動的にこの仕事はこの協会さんをお願いするよね、というような内規みたいな形になってるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 内規というよりはお互いに契約書を交わしておりますので、お互いの契約の中でそういった取り決めがされておるといように認識しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。契約の中でこちらやりますよということまで理解はいたしますが、例えば鈴木養鶏のときでも、登記はおそらく市でやったような経験があるんですが、そういった例外とかそういったところもあるのか。いやいやそうではなく、本当に課長さんおっしゃるように、契約上の中でどんな事業であっても、こうした登記は協会さんをお願いするという計画に振ってますよ、ということなのか、そこらへんちょっとわかかったら伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 すいません、ほか

の事業についてはちょっと承知をしております。申し訳ないです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、例外があるのかどうかもちょっと分からないということで、ちょっと確認ができないということで理解をいたしました。そういう形で5千万円余の事業が含まれてるということで理解をいたします。

最後のところですが、この契約の中の県の使用料についてちょっとお聞きしたいんですが、28万円の使用料金が発生するということで、7月4日からでしたかね。こちらのほうで使用権を発生するのでということを含まれてるということなんです、この使用料はいつまで払い続けるんでしょうか。そういった見通しとかそういったものはどこまでやってくのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 天野建設部長。

○天野充泰建設部長 すみません、先ほど新城市の中で嘱託登記を市のほうで直接やる場合はあるのかという御質問、そのの件に関してお答えのほうさせていただきたいと思えます。

基本的には、嘱託登記等は委託で行ってのが一般的だと思います。

例外的な部分でいきますと、土木課のほうで土木の道路の未登記の案件については、一部直営、職員のほうで嘱託登記を行っておる場合がございます。

ただ、やっぱり職員の数等も限られておりますので、なかなか全てを職員で嘱託登記をやる、また専門知識もいる、現場条件等も違うなかで、対応するというのはなかなか難しいのが現状でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 いつまで支払うかという質問だったと思いますが、所有権移転に伴う契約ができるまでの期間ということで考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 所有権がなくなるまでといったと思うんですが、それは見通しとして大体何か月後ですとか、半年後ですとか、そういったものは分かるんでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 県の標準的な事務手続きのスケジュールでいきますと、3か月程度かかりますので、11月ごろには所有権移転の手続きができるものと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で第79号議案の質疑を終了します。

~~~~~  
しばらくの間、休憩をいたします。再開は16時といたします。

休 憩 午後 3 時 49 分

再 開 午後 4 時 00 分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
これより討論を行います。討論はありませんか。カーランド陽子委員。

○カーランド陽子委員 第79号議案に対する反対討論をさせていただきたいと思えます。

歳出10款2項1目学校管理費、トイレ洋式化事業ですが、7校、体育館以外全部のトイレを洋式化するという事です。体が不自由な妊婦さん、けがをしている方などのために、一部洋式にすることには賛成するところですが、しかし和式トイレにはしゃがむという姿勢により、知らず知らずのうちに筋肉が鍛え

られたり、排便しやすいとか、病気の予防になりうる、また、肌が直接便器に触れないので清潔、作りがシンプルで掃除しやすいなどというメリットがたくさんあります。

子どもにしても、和式トイレを使えない子どもが増えていて、災害時など、外で用を足さなければならないような状況に迫られたときに対応できないのではないかというような危機感も感じます。市民の健康や子どもの生きる力を養うという意味でも、全てを洋式化することには反対するものです。

また、学校給食施設整備費ですが、こちらでもそもそも総事業費が出されてない上に、資材高騰など様々な状況があり、また附帯決議でも挙げられている市民への説明など、質問に答えたりということ。そういうお願いに対しても誠実に対応していただけていないと感じております。

そのような状況がある中、数千万円の予算がどんどん通されていくということに危機感を感じております。

そのため、第79号議案には反対いたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。小野田直美委員。

○小野田直美委員 第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）について賛成の立場で討論します。

先ほど、カークランド議員が言われました洋式化トイレの件なんですけど、これから設計を行うということなので、全洋式とは、執行部は言ってみえましたが、変更の余地ありだと思います。

しゃがむことができなくなる、また、病気の予防とか、肌がつくのがちょっとというような子どもたちのためにも、私も和式は残すべきだと思っておりますので、例えば、和式トイレ用の部屋を一個残しておく。そこでちゃんと和式が必要な子は使えるようにしておくというような工夫もできると思います。

なので、全て洋式化ということには反対で

すが、改善の余地ありということで、今後期待するものです。

また、学校給食事業については、総事業費が出されていないとか、市民への説明を行っていないということなんですが、それにつきましても、以前、しっかりと説明を受けておりまして、総事業費も出次第しっかりと出させていただく、また、市民への説明もしっかり行っているしこれからも行っていくというようなことを期待しておりますので、第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）につきましては、賛成といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。山田辰也委員。

○山田辰也委員 反対の立場で討論いたします。

第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）。私は、この学校給食共同調理場の建設につきまして、もともと基本的な理念は理想の共同調理場を作り上げていくことと、このように申しております。

今までの状況から判断しますと、何点かの問題点があります。例えば、入口の間知ブロックも古くなっておりますし、建て替えるに必要ないろんな資材が高騰しております。

そして、雨水の排水処理、流す側溝などの細かい配慮がまだされていないのに、積み上げてどんどん進んでいくように私は感じます。このようなことが本当に新城市の子どもたちの将来に考えたか、そういうふう心配するところでございます。

よって、一度立ち止まる必要があるというふうな考えのもとから、この第79号議案は反対の立場で討論いたしました。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、第79号議案 令和4年度一般会計補正予算（第3号）に対して、賛成の立場で討論いたします。

本予算は新型コロナウイルス感染症対応ということで、大きな事業が再補正予算ということで反映されております。

また、法改正等で早急に必要になった件、そして、名号温泉の施設などの施設が休止されたことによって、次のステップへ有効活用等の見込みということで、対策をするということで、プロポーザル等の事業に進む、そのような補正予算、それから、社会福祉施設等の整備ということで、これは近々の対応が必要であるということであります。

また、コロナ対策としてもう一つ、農作業省力化支援事業ということで、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた農業事業者に対する対応、支援ということで、早急に必要事業だと考えております。

以上、幾つかありますけれども、また、特に学校給食施設改築事業は今、当初予算の3月定例会での可決後の事業進捗を進めているわけですが、それについて、またさらに進捗するために測量等調査等が必要になったということで、補正予算を組むものであります。

順調な事業進捗を求めるものでありますので、ぜひともこの補正予算で次のステップに進んでいただきたいと考えております。

以上で、この79号議案の令和4年度一般会計補正予算（第3号）に対する賛成討論いたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは私は、第79号議案令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論に参加させていただきます。

この予算の中には、5,063万2,000円の学校給食施設整備事業が入っているからであります。質疑のところでも明らかになりましたが、この事業の中で、ゆくゆくは今の給食室をなくして受入施設にして、センター方式にするというような段階の調査、測量等のお金が入

っている。また、県の借りるお金も入っているということでありました。

その中で、私の議員としての考えとしては、県の土地の使用料についても、そもそも市は当初、調理場は市の土地に建てるから土地買収は必要ないと、議員に、議会に説明をして始まったわけです。この市の説明、議会での説明どおりならば、今回の県の土地の使用料だとかそういったことは発生しなかったわけです。ですから、市民の大切な税金を、こうした支払いをする必要なかったと、私は考えております。

そういった中で、繰り返し、過去に調べますと、実施設計の途中で県の土地が含まれていたというところで、実施設計の修正の費用が440万あったりだとか、あとは当初、給食の共同調理場の職員の停める駐車場、この土地についても、公社の土地を利用するものですから、無償だよというところで説明を議会にしていますが、結局、これも3,522万円の土地を市が買うということになったわけで、このように次から次へと市が議会で説明したこととは真逆のことが繰り返されているわけです。

こうした費用、足しても4,000万円近い税金がすでに余計、余分にかかっているわけです。私は行政の仕事の進め方ではありえないと思っています。こうした経費が次から次へと出てくる、こうした事業については、正直議員として不信感が出ております。

こうした中で、今、市民の暮らしは非常に、賃上げがない中で円安、物価高の上昇で、本当に苦しい中で、市民の税金は1円たりとも無駄にしてはならないはずですが、こうした中で、増えていく無駄な税金が余計にかかってく、こういった事業は、私は、市民の合意、理解が得られないと考えております。

また、25億円以上かかる事業であります。未だに広く対象市民とした説明会も開かれず、市民説明会の計画も出されていないという

ころは、やはり不誠実だと言わざるを得ないと考え、市民の合意・理解が得られないと考え、本予算には反対をさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）に対して賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に関する対策及び当初予算編成後に生じた事象などにより、速やかに進めないといけない事業を修正することで、組み上げたものだとして認識しております。

未だに終息が見えないコロナウイルスに苦しむ市民を救うためにも、速やかに執行していただきたいという気持ちと、学校給食共同調理場についても、3月定例会で可決したことに責任を持ち、速やかに進めていただくために必要な予算というものが計上されているというふうに認識しております。

そして、トイレの洋式化についても、速やかに、私個人としては、全てのトイレを洋式化にしていくことを進めていきたいというふうには思っておりますし、そのために必要な予算を子どもたちのために進めていただきたいというふうに思い、賛成とさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第79号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案の通り可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第79号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案 令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 第80号議案 令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、歳出1款1項1目一般管理費、給付一般事務経費の11ページですが、国民健康保険の性別の記載をなくすための費用ということですが、これは厚生労働省のある回答の中に、平成24年ですけれども、被保険者証に性別を記載する必要性についてということへの回答で、男女の性別欄については、性別に由来する特有の疾患や診療行為があることから、保険医療機関等にて行われる診療等に資するものであるとともに、当該診療等に係るレセプトの審査を円滑に行うために必要であるという観点から設けているものであるというふうにあります。性別の表記を削除することによる不都合はないか、伺います。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 今回、性別欄を削除するものにつきましては、高齢受給者証・限度額認定証等なので、病院等で診療を受ける際に保険証に添えて提出する証でありますので、保険証で性別が確認できることから、削除することによる不都合はないものと考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

以上で、第80号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありません。

んか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第80号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第80号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後4時16分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘